

裁判所に書面を提出される方へ（申立人用）

金沢家庭裁判所調停係

裁判所に書面を提出される場合には、以下の点にご留意願います。

1 申立書の写しの送付・提出書面の開示について

(1) 法律の定めにより、あなたが提出された申立書の写しを相手方に送付します。

そのため、申立書は、相手方に読まれることを前提としてお書きください。

※「申立書の写し」は、相手方の人数分を提出することになっています。

(2) 裁判所に提出する書面には、あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、**相手方からの希望があると、相手方に見せたり（「閲覧」と言います。）、コピーを認める（「謄写」と言います。）ことがありますので、ご注意ください。**

※ もし主張書面に、相手方の人格を非難したり、感情的に相手方を攻撃したりするような内容などを書かれると、かえって調停が円滑に進まなくなる可能性があります。

2 提出書面の作成方法について

＜主張書面＞

(1) A4サイズ（この書面のサイズです。）の用紙を縦に使用してください。

(2) 縦じしろとして左端より3センチメートル以上あけ、横書きに書いてください。

(3) 必ず①裁判所名、②事件番号（令和〇〇年（家イ）第〇〇〇号）又は（令和〇〇年（家）第〇〇〇号）、③作成年月日を記載の上、署名押印をしてください。

＜資料＞

資料の現物は、お手元で保管して、それをコピーしたものをお提出ください。

3 「送達場所等の届出書」の作成について

(注)送達場所の届出をした場合は、あなたが実際に書類を受け取られなくても受け取ったものとみなし、手続が進行して不利益を受けることがあるのでご注意ください。

今後、裁判所があなた宛に書類を送付したり、連絡をしたりする際の「書類の送付場所」や「平日昼間の連絡先」を教えていただく必要があります。

そこで、「送達場所等の届出書」に、必要事項を記載して、申立書等とともに裁判所に提出してください。申立書等に記載された住所を送達場所として希望される場合にも、この届出書の該当箇所にチェックを入れて提出してください。あなたが実際にない場所を送達場所として指定する場合は、「送達受取人氏名」、「あなたとの関係」も記載してください。送達場所等の届出をした場合は、この手続に関する裁判所からの全ての書類はその届出場所に宛てて発送されます。